

第 11 回 議会運営委員会記録

1 日 時 令和 6 年 11 月 19 日(火) 午前 9 時 30 分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 8 名

委 員 長	霜 鳥 榮 之	委 員	堀 田 孝 次
副 委 員 長	渡 部 道 宏	〃	天 野 京 子
委 員	渡 邊 能 成	〃	阿 部 幸 夫
〃	葭 原 利 昌	〃	横 尾 祐 子

4 欠席委員 0 名

5 欠 員 0 名

6 職務出席者 2 名

議 長	小 嶋 正 彰	副 議 長	宮 崎 淳 一
-----	---------	-------	---------

7 説 明 員 0 名

8 事務局員 2 名

事 務 局 長	横 田 晃 悦	庶 務 係 長	霜 鳥 一 貴
---------	---------	---------	---------

9 件 名

○事件

1) 要請の審査について

・北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について

2) 令和 6 年第 6 回妙高市議会定例会の運営について

3) 全員協議会報告事項について

4) こども議会について

5) その他

○委員長(霜鳥榮之) 皆さんおはようございます。早いもので、もうすでに 12 月議会の準備ということになりました。

それぞれに委員会調査、大変ご苦労さまでした。それではただいまから議会運営委員会を開会いたします。それでは、タブレットのサイドボックスのアプリをタップ願います。委員会フォルダの中の議会運営委員会フォルダをお開きください。その中の 061119 議運レジメを開いてください。本日は、この資料に基づき、進めますのでよろしくお願いをいたします。なお、この後 10 時 30 分から全員協議会ということで、報道機関にお知らせしておりますので、議事進行についてご協力をお願いいたします。議長。

○議長(小嶋正彰) おはようございます。本日の議会運営委員会は 12 月定例議会の運営についてです。付託予定案件、53 件、少し多くなっております。特に、即日即決が和田にじいろこども園の契約変更関係 1 件、人事院勧告に準じた条例改正や補正 8 件の 9 件となっております。また最終日には、総合計画の策定についての即決の他、人事案件

8件、本日の議運の採決次第にもよりますけれども、要請による意見書の提出ということがあります。その他にも議員研修会案の説明も予定しておりますので、限られた時間ですが、慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。

1) 要請の審査について

・北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について

○委員長（霜鳥榮之） はい。それでは最初に、1) 要請の審査についてを議題といたします。当委員会に付託された、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出については、事前に配布済みの資料の通りとなりますが、事務局から説明を願います。事務局長。

○事務局長（横田晃悦） では要請についてご説明いたします。資料6、7ページをご覧ください。要請文鏡は、国会等への拉致問題の早期解決に関する意見書の提出についてであります。要請者は、新潟県市議会議長会長の加藤長岡市議会議長です。この要請は、8月20日に上越市で開催されました、新潟県市議会議長会秋季定例総会において、北朝鮮による拉致問題の早期解決は、一刻の猶予も許されない状況であり、県内の全市議会で、12月定例会において、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書を、議決の上、国会内閣総理大臣、関係行政庁に提出することが了承されたことから、県市議会議長会を通じて各市議会へ要請されているものとなります。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） はい。概要については説明の通りであります。それでは、順次、委員のご意見をお聞きたいと思います。どこからでもですが、いかがでしょうか。はい。横尾委員。

○委員（横尾祐子） はい。これについては賛成でございます。それこそ拉致問題からかなり数年経ってますし、今回の本当にトランプ大統領ということで、拉致についても、お母様とそういうお話もされて、やはり期待しているところもありますし、ここは本当に新潟県全体でやはり拉致問題について解決のことをしていかなければいけないと思いますので、意見書の提出には賛成です。

○委員長（霜鳥榮之） 天野委員。

○委員（天野京子） 同じく意見書の提出には賛成です。内容も文章も、私はこれで非常にいいかなと思います。

○委員長（霜鳥榮之） 阿部議員。

○委員（阿部幸夫） 私も賛成です。この間、いろいろ政府もいろんな手段をやって、手当をやってきたわけですが、なかなか解決が進まないということでありますので、区切りをきちっとつけていくということが大事かと思っていますので、賛成です。

○委員長（霜鳥榮之） 堀田議員。

○委員（堀田孝次） 私も賛成であります。何としてもですね、拉致被害者を戻すように努力していつてこの文書に対しても、賛成です。よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（霜鳥榮之） 葭原委員。

○委員（葭原利昌） 皆さん同様全く問題ございません。賛成です。

○委員長（霜鳥榮之） 渡邊能成委員。

○委員（渡邊能成） 私も賛成で問題ありません。

○委員長（霜鳥榮之） 渡部道宏委員。

○副委員長（渡部道宏） これについては、本来なら我々が乗り込んでどうこうできれば一番いいのですが、なにせそういうことができないと、唯一できることというのは、これだけでございますので、是非ともこれだけでも頑張っ提出していきたいなと、そういう気持ちでありますので賛成でございます。

○委員長（霜鳥榮之） はい。ご意見は全員賛成ですが、それではこれより、一応採決をさせていただきます。この要請に賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。着席願います。全員賛成です。よって本要請に基づき意見書を提出することに決定いたしました。次に、意見書を提出する発議の提案に当たり、提出者及び賛成者並びに提出する意見書を決定、決定する必要があります。まず提出者及び賛成者を決定したいと思います。この決定について、何かご意見等ありませんか。渡部道宏委員。

○副委員長（渡部道宏） 提出者については、議運の委員長、そして賛成者については、議運委員全員ということで、どうでしょうか。

○委員長（霜鳥榮之） はい。ただいま渡部道宏委員より、提案者は、議運委員長霜鳥、賛成者は議運のメンバー全員ということ、ご意見が出ました。お諮りします。ただいまの提案の通り、提案者は議運の委員長霜鳥で、賛成者はメンバー全員とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） 異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。次に、意見書案の案文の内容の精査について何かご意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） 特段特にないようでありますので、本案文を意見書としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） 異議なしと認めます。よってこのように決定しました。お諮りします。本意見書につきましては、その字句等の失礼、整理を、会議規則 109 条の規定により、委員長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認めます。よって字句等の整理は委員長に委任することに決定されました。

2) 令和 6 年第 6 回妙高市議会定例会の運営について

○委員長（霜鳥榮之） 次に、2) 令和 6 年第 6 回妙高市議会定例会の運営についてを議題とします。時間の関係もありますので、①会期についてと、②会期日割り日割りについて、事務局から簡潔に説明を願います。はい。事務局長。

○事務局長（横田晃悦） はい。では①会期と②会期日割りについてレジメの 1 ページから説明させていただきます。まず、11 月 26 日火曜日告知、12 月 4 日水曜日招集、定例会初日、12 月 19 日木曜日、定例会最終日の 16 日間で、現時点での付議予定案件は 53 件となっております。なお、本定例会から、先の全協での説明を踏まえ、一般質問通告締め切りを 1 日先送りの 12 月 6 日金曜日としております。続きまして 8 ページから 12 ページまでの付議予定案件をご説明いたしますのでそちらをご覧ください。初日即決案件としての報告第 4 号専決処分の承認は、衆議院議員総選挙等に伴う費用を 10 月 9 日に補正したもので、専決処分は、これまで慣例により委員会付託しないで初日の議場での簡易採決としております。その他、議案第 66 号の和田にじいろこども園乳児棟新築工事に係る工事請負契

約変更契約の締結についてと、議案第 67 号から議案第 74 号までの人事院勧告等に関する、関連する議案、議案第 77 号の総合計画の関係につきましては、後程、③議事日程案の協議のところで、委員会付託を含め、審議方法を了承及び審議していただきたいと思っております。あらかじめお含みおきください。では、付議予定案件について簡単に説明をさせていただきます。まず、初日即決分となります。専決処分の承認、報告第 4 号、令和 6 年度新潟県妙高市一般会計補正予算第 6 号は、10 月 27 日に執行された衆議院議員総選挙等にかかる費用の専決処分で、総務課の所管となります。次に事件議決 1 件です。工事請負変更契約の締結については、乳児棟の調理室内のレイアウトが決定しまして、新たに換気設備の増設等の増工、に伴いまして、工事請負変更、請負変更契約を締結したいものです。なお工期が令和 7 年 1 月 31 日ということで、初日即決の依頼があります。なお、増額分の予算は流用対応ということで、補正予算は生じておりません。次に、人事院勧告などに関連する議案として、条例 1 件、補正予算 7 件があります。議案第 67 号妙高市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例規定につきましては、総務課の所管となります。主な内容は、議員や特別職の期末手当の支給月数 0.1 月分、0.1 月分引き上げは、一般職員の初任給で大卒 2 万 3800 円、高卒で 2 万 1400 円に引き上げ、期末勤勉手当支給率 0.1 月分の引き上げなどを行うため、関係する条例の一部改正を行いたいもので、年、差額は年内に支給とするため、初日即決で依頼があるものです。議案第 68 号から議案第 74 号までは、一般会計及び各特別会計や企業会計の補正予算 7 件となります。こちらも人事院勧告等に給与改定等に伴う人事、人件費調整等によるもので、先ほどの議案第 67 号と同様に、差額を年内支給ため、初日に即決で依頼があるものです。次に初日即決以外の議案となります。まず、組合関係です。議案第 75 号新潟県市町村総合事務組合の規約の変更につきましては、9 月定例会で議決を受けました公平委員会の設置条例の廃止に係る組合規約の改正となります。次に、事件議決の 2 件です。字の変更につきましては、議案第 76 号の字の変更につきましては、これも 9 月定例会の議決を受けた市の境界変更に係る変更となります。議案第 77 号第 4 次妙高市総合計画の策定についてです。9 月に議員説明会、10 月に意見交換会を実施し、策定を進めてきた計画でありまして、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例に基づき、議会の議決を求めるものであります。これにつきましては、定例会最終日に市長提案、質疑等の採決の即決となります。次に、条例関係 7 件となります。議案第 78 号妙高市の組織及び任務に関する条例の一部を改正する条例議定については、リーディングプロジェクトの推進、広報広聴機能、情報発信の一体的な推進、自治体 D X と行革の一体的な推進、人材育成とマネジメントの推進、公共施設等の総合的な管理の推進、新図書館等複合施設の運営体制の強化などの重点施策の実施等、組織のスリム化等を目的として、組織機構の見直しを行うもの。議案第 79 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例規定については、刑法等の一部を改正する法律の施行により、令和 7 年 6 月 1 日から禁錮が拘禁刑に改正されることから、関係する条例の一部を改正したいもの。これにつきましては議会側の個人情報保護に関する条例も該当し、一括改正となります。議案第 80 号妙高市職員の職員手当に関する条例の一部を改正する条例規定については、雇用保険法等の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係条文を改正したいもの、議案第 81 号妙高市奨学金貸付条例の一部を改正する条例規定については、物価上昇に伴い、現在高校生等 1 万 5000 円。大学生等 3 万円と一律設定したものを、高校生等 1 万円から 3 万円、大学生等 1 万円から 5 万円と幅を持たせ、あわせて本籍地要件の削除など、奨学金の額及び貸付要件を見直し、進学のための機会を促進するため条例の一部を改正したもの。議案第 82 号妙高市認定こども園条例の一部を改正する条例については、和田にじいりこども園の入園希望者が定員を超える見込みであるため、同園の入所定員を 170 名から 210 名へと引き上げるため、条例の一部を改正したいものです。議案第 83 号妙高市公共用財産管理条例の一部を改正する条例規定については、県の条例の採取料金の改定に伴い、当初の条例の改正を行いたいもの、議案第 84 号妙高市公共公営企業の設置等に関する条例の一部改正する条例規定については、地方公

営企業法に基づく、水道事業、公共下水道事業及び簡易水道事業の事務を効率的に処理するため、上下水道局を建設課に統合し、一体的運営するため、条例を改正したいものです。次に指定管理関係は24件あります。議案第85号から議案第108号までとなります。いずれも令和7年3月31日期限を迎える施設で、それぞれ4年または10年の指定管理期間となります。次に補正予算関係は1件です。議案第109号令和6年度一般会計補正予算第8号は、現時点で総額約7億8000万円規模となる見込みと聞いております。内容につきましては、資料の記載の通り8点となります。主なものをご説明しますと、1点目については、このふるさと納税に関係するものでありまして、寄付金の返礼品等の費用及び基金積立金として約2億円を補正するものです。結果的に現在この予算規模としては4億8000万円となります。2点目は、市場金利の上昇等の影響により、市債の利子増高が見込まれることから、公債費に、の抑制に向けた繰上償還の原資とするための基金への積立金約5億円を補正するものとなっております。3点目、4点目は、福祉関係のシステム及び、医療費等に係る補正となります。5点目につきましては、これ保育に係る会計年度任用職員の賃金上昇に伴う不足する費用となります。6点目につきましては、燃料費の高騰に伴う電気料のいわゆる燃料費調整額が大幅に増加と、なったことから、公衆街路灯の電気料が不足するための補正です。7点目につきましては、妙高市住宅取得等支援事業補助金の申請件数の増加に伴い、不足する補助金の補正と、最後の8点目につきましては、妙高市文化ホール新井総合コミュニティセンターの空調機器冷房機の故障による改修に伴う費用となります。これほか債務負担行為として、建設課分として、市道の関係の年間を通じて工事発注、施工時期の平準化と工事の早期完了を図るための債務負担行為、それと、農林課の方で、長沢茶屋の関係で、こちらの方、駐車場の、来春までの速やかな改修を行うための債務負担行為の設定となります。以上が、一般会計補正第8号の主な内容となります。人事案件は8件となります。議案第110号から116号まで7件は、次の杉野沢財産区の管理委員の任命同意についてです。こちらの方は任期が12月22日、今年度、今年の12月22日までの任期となりますことから、後任委員についての議会の同意を求めるものです。こちらの方は賛成か反対の無記名投票で決めます。次に、諮問第2号につきましては人権擁護委員の推薦に対する意見についてです。こちらの方につきましても、後任について議会の意見を得るための諮問を行うものです。以上が今定例会の現時点の付議予定案件となります。レジメ1ページに戻っていただきたいと思います。会期は先ほどご説明した通りであります。会期日割りにつきましては、13ページに記載の通りとなりますが、本会議初日は12月4日10時開会となります。それに先立ち、9時半から全員協議会を開催します。16日17日は10時から一般質問、17日は質問者数によっては休会となります。19日最終日は10時開始となります。常任委員会はいずれも10時からで、12月9日は産業厚生委員会、翌10日は総務文教委員会を予定しております。16、17ページの付託案件と審査順序案の通り、所管課別に課制条例、出先等を加味して、審査順を割り振っておりますので、この後再度ご確認させていただきます。以上で①会期と②会議日割りの説明となります。

○委員長（霜鳥榮之） はい。ただいま説明がありましたが、11月26日告示、12月4日招集、付議予定案件は53件、数が多いです、中身は説明あった通りです。この審議のために合計16日間を要するというので、会期は12月4日から12月19日までの16日間としたいものであります。16日間の会期を前提とした日割りについては13ページそして委員会での審査順を含めた日程については16、17ページの通り説明がありました。①の会議と、②会期日割り、そして委員会審査の日程について、何かございますか、ご意見ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。はい。それではお諮りします。会期、①の会期、②の会期日割り、そして委員会の審査順序等を含めた日程について、ただいま説明の通りとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、会期と日割り、委員会の審査順序を含む日程については、このように決定

されました。なお、毎回ではありますが、委員会審査について、最終日の委員長報告に向けて、どの部分を報告するか、正副委員長は委員会開催中に確認して、委員会終了後に事務局に報告できるように調整をお願いいたします。次に総括質疑の通告締め切りが11月28日正午、一般質問の締め切りが12月6日正午でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、通告締め切りについてはこのように決定します。なお総括質疑及び一般質問の日程割り振りについては、原則として通告順ということですので、議会運営委員会は開催せず、委員会に、委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、総括質疑一般質問の割り振りについてはこのように取り扱います。次に③議事日程について事務局の説明を願います。事務局長。

○事務局長（横田晃悦） はい。ではレジメ3の議事日程についてご説明いたします。レジメの14、15ページをご覧ください。議事日程第1号は12月4日10時からですが、日程第1に先立ちまして市長から招集の挨拶があります。日程第1から第3までは記載の通りです。第4は閉会中における委員会調査報告で、各常任委員会委員長から先進地視察調査の結果報告を行ってまいります。第5の一般会計補正予算（6号）の専決処分の承認は、慣例により委員会付託なしの議場での即決をお願いします。なお、会議規則に基づく所管、質疑回数の制限等はありません。次に日程第6の議案第66号工事請負変更契約の締結と、日程第7の議案第67号から議案第74号までの、人勸関係等の条例改正と補正予算につきましては、レジメの2ページ中段から3ページ上段にかけての審議方法を選択していただきます。議会運営マニュアルを基本といたしまして、初日に所管委員会へ付託し、即日、本会議で採決する方法が、審議方法案1、委員会付託せず、本会議で質疑回数3回を適用せず、所管制限なし、全議員で審議し、質疑、討論後に起立採決するほうが審議方法②となります。後程ご協議をお願いします。次にレジメ、14、15ページの議事日程欄の方の第8、議案第75号、76号、78号から議案第109号までは、組合関係、事件議決、条例関係、指定管理関係、補正予算が一括で提案され、通告制の会派代表での総括的と、あとそれぞれの委員会に付託されます。各委員会付託についてですが、レジメ2ページの中段、詳細は16、17ページ、先ほどもご覧いただきましたが、付託案件等の審査順序の通りでございます。議事日程第2、第3は、12月16日、17日となりますが、いずれも10時から本会議場で一般質問となります。17日につきましてはの日程第3は、一般質問2日目、通告人数によってはなくなる可能性があります。なお質問の割り振りは委員長に一任されております。最終日の議事日程第4号は、12月19日10時開始となり、委員会付託案件について委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決となります。その後、最終日提案の議案第77号第4次妙高市総合計画策定について審議を行います。これまで前回の第3次妙高市総合計画策定時と同様の流れ、議員への説明、意見交換、それと今回の本議会への議案上程で進めてきておりまして、また計画内容につきましては、それぞれ両方の委員会に関係するということから、本会議場での全議員参加型での質疑によつての即決を提案するものであります。まずは人事案件が2点あります。杉野沢財産区の関係につきましては、こちらの方については、1人1議案で7議案となります。市長の提案説明は7議案一括して行います。採決は、基本的には1人、1人1つずつというふうになりますが、前回昨年ですね、農業委員会の採決の際もですね、投票用紙1枚で、今回、7人分の賛否が記載できるもの、具体的に申しますと、レジメの18、19ページの方にその投票用紙がついておりますが、そういうような形で、その中ではもう賛成と反対って書いてあるんですが、そこは投票用紙には書いてありません。そこに賛成か反対かを書いていただきまして、1つの投票箱に1回で投票していただきたいと思っております。こちらの方につきましては除斥や途中での棄権がないことが前提となりますのでご協力よろしくをお願いします。次にもう1つの人権擁護委員です。推薦議案は1議案だけで、こちらは提案、意見聴取の後、

簡易採決となります。先ほどですね要請について賛成をいただきましたことから、最終日の閉会中の審査、継続審査の議決前、に議員発議が行われます、霜鳥委員長の提案後、質疑、討論、起立採決となります。最後に、議会の継続審査、調査があれば議決となります。以上で、③議事日程の説明を終わります。

○委員長（霜鳥榮之） はい。ただいま、③議事日程について説明がありました。まず日程第5の専決は、事務局提案の通りといたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。ご異議なしと認め、日程第5は事務局提案の通り、と決定します。続きまして日程第6議案第66号の審議方法について、何かございますか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。ご異議なしと認め、失礼しました、お諮りします。日程第6号の議案第66号については初日即決とし、委員会付託を、ちょっと待って。委員会付託しないで審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） それでは日程第6は初日即決とし委員会付託なし、しないで審議することに決定しました。続きまして日程第7議案第67号から議案第74号までの人勸関係等の条例改正等、補正予算の審議方法について何かございますか。特段ございませんか。はい。お諮りします。日程第7号の議案第67号から議案第74号までの、人勸関係等の条例改正と関係する補正予算については即決とし、委員会付託しないで審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） それでは、日程第7の議案第67号から議案第74号までの人勸関係等の条例改正と補正予算については、委員会付託しないで審議することに決定しました。即決として、審議することに決定しました。次に最終日の議事日程第4号議案第77号第4次妙高市総合計画の策定についての審議方法は、事務局提案の通りといたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、議事日程第4号の議案第77号の審議方法は、事務局提案の通り決定、最終日即決といたします。それでは最後に、妙高市杉野沢財産区管理委員の任命同意の投票の方法を含め、その他の議事日程や、委員会付託、人事案件、議会提案選挙、それから閉会中の継続審査などを含めて、運営について何かございますか。はい。特段ないようでございます。お諮りします。妙高市杉野沢財産区管理委員の投票の方法を含めその他の議事日程などについて説明の通りとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、議事日程等についてはこのように取り扱います。次に④追加議案の有無や、請願・陳情の受け付け状況、要請の受け付け状況について説明をお願いします。はい。事務局長。

○事務局長（横田晃悦） はい。本日現在④の追加予定議案等はございません。⑤の請願、陳情も本日現在ありません。なお、⑥の要請は先ほど決めていただいた通りとなります。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） 本日現在④の追加予定議案等はございません。⑤の請願、陳情も本日現在ありません。なお、⑥の要請は先ほど決めていただいた通りとなりますので以上でございます。追加予定議案、請願、陳情、要請の関係については説明の通りです。これらについて何かございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。ご異議なしと認めこのように取り扱います。なお今後、本会議3日前までに、請願等が

提出されるものがあつた場合は、議運開催の時間がないので、その付託先など取り扱いを初日の全協にて、議長より報告するということにさせていただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認めこのように取り扱います。

3) 全員協議会報告事項について

○委員長（霜鳥榮之） 次に3) 全員協議会報告事項について説明をお願いします。事務局長。

○事務局長（横田晃悦） はい。全員協議会につきましては議会側につきましては本会議初日の9時30分から、執行部側につきましては本会議終了後、それぞれ予定されております。なお詳細はレジメ4ページ下段をご覧ください。以上となります。

○委員長（霜鳥榮之） はい。ただいま説明がありましたが、何かございますか。なければそれぞれ予定を、それぞれの予定をお願いいたします。

4) こども議会について

○委員長（霜鳥榮之） 次に4) こども議会について事務局から説明をお願いします。はい。事務局長。

○事務局長（横田晃悦） はい。では私の方から説明させていただきます。こども議会につきましては、これまでの経緯から、議会運営委員会が主体となって取り組むこととなっております。昨年度中に次期対象の妙高高原中学校に打診させていただいておりまして、今年に入りまして、霜鳥委員長と私で学校に赴きまして、日程を12月20日と確定し、議員の皆さんに既に全協か何かでお知らせした、あるかと思います。その後ですね、いろいろ詰めていこうと思ったんですが、学校の方がいろいろ行事が多忙ということで、なかなか打ち合わせも厳しいということで、事務局におきまして、霜鳥委員長と連携を図りながら、メールや電話で調整を続けて参りました。今回、学校の意向を踏まえたアウトラインがまとまってきたことから、20ページ、21ページの計画案を提出させていただくものであります。主な内容につきましては、レジメ4ページ下段から5ページ上段の通りとなりますが、日時は12月20日10時15分から11時15分まで、参加者は妙高高原中学校3年生25名で、PTAや保護者の参加は今回ありません。生徒の皆さんが議長及び議員役となりまして、市長役として議長、教育長役として副議長に一般質問を行うという形をとります。現時点での再質問はですね、やっぱり生徒の打ち合わせ等の時間もなく、なかなかできないということで再質問は行われません。そういうことで、現時点での議運委員の役割等はありません。他の議員と同様に当日、9時40分に議員控室に集合いたしまして、本会議場の所定の位置に着座し、生徒を出迎えたり、一緒に記念撮影を行ったりしていただきます。着座する場所につきましては、後日メール等でお知らせします。現時点として同報告は以上となります。

○委員長（霜鳥榮之） はい。ただいま説明がありましたが何かございますか。はい。委員。はい。渡邊能成委員。

○委員（渡邊能成） はい。再質問を行わないということなんですけど、市長役は議長やるって話なんですけど、これ、初めに質問を受けて、答弁を全部議長するってことでいいんですか。じゃあ我々座ってるだけ。わかりました。はい。議長頑張ってください。

○委員長（霜鳥榮之） はい。全協の中でも一言触れますけども、前は、再質問ちゃんと質問も2つあって、再質問もそれについてあったんですけども、今回は、中学校の側から、それだけやってる余裕がないと、いうことでもつ

て、最初の質問一本でぎりぎりじゃないかと、というようなことでありました。しかもその質問項目そのものも、こちらに届くのが、我々の一般質問と同じような時期に重なってくるような、ぎりぎりの状況のようなんです。ここところも具体的に、今、局長から説明あったように、こちら、こちらから呼びかけしてもそういう状況でありますんで、あんまり、ちょこちょこせこかけても、と思いますので、何とかっていう形の中でやりくりをしていきたいと、状況はそういうです。皆さんには大変申し訳ないんですが、発言の条件がなくなってしまったんで、申し訳ないけども、そんなようなパターンであることをご承知おきいただきたいと思います。以上です。他に何かございますか。はい、なければそれぞれ予定をお願いします。また、急な役割等ができた場合は、ご協力をお願いしたいと思います。

5) その他

○委員長（霜鳥榮之） 次に5) その他について議会事務局から順に簡潔に説明をお願いします。なお、質問があれば後程まとめて受けたいと思いますので、お願いいたします。それでは、①所管事務調査手続きについて事務局長お願いします。

○事務局長（横田晃悦） はい。では所管事務調査の手続きについてページ、レジメ 22 ページとなります。6 月、12 月議会というのは所管事務調査ができるという、開会中にですね、月に当たります。調査実施要求する委員につきましては委員長宛で、招集告示日の正午までに所定の用紙に必要事項を記入の上、委員長に調査実施を申し入れが必要となります。委員長につきましては所管委員会開催日の 5 日前、土日を除く 16 時まで委員協議会を開催し、実施が決定したときは議長に通知をします、という手続きが必要となりますので、ご承知おき願いたいと思います。続きまして②議会運営マニュアルの見直しについてということです。現在で、議会改革の一環として、議会運営委員会を中心としまして、現在の運営方法が効率的で効果的かつ、市民の目線に立っているかと協議を重ねております、ところでありますが、見直しする事項につきましてはその都度、議会運営委員会の方から全員協議会で説明を行いながら、あわせて、事務的な部分を事務局で担っているところです。このような検討を受けまして、この 12 月定例会から一般質問の通告締め切りを、定例会招集日の翌日から翌々日に見直しております。また今回、12 月定例会の議案を確認、見込みですが確認した、内容を通じて、議会の同意を必要とする案件に杉野沢財産区管理委員会の追加が必要であると、ということがわかりました。まずはこれもさっきの全協に議運から説明を行っておりますが、今後 3 月定例会から総括質疑の一括質疑、一括答弁、それと再質疑 2 回目と 3 回目の一問一答方式への見直しが必要となるほか、事務局における日々の事務執行の範疇であります。現在、請願、陳情等については、マニュアルに基づき、印刷したものをレターケースで配布しております。が、資源、紙の削減という観点から、会議や招集や議案の配布と同様に、メールやタブレット配信のみ、切り換えが必要であるなど、議会運営マニュアルにつきましては、その都度ですね、見直しが必要な案件が生じておるという状況であります。ここにですね、年度末にかけて再点検を行わせていただきまして、先ほどご説明した改正が必要な事項、も含め、年度末に一括ですね、マニュアルを改正させていただき、いただきたいと思います。なお、年度末までの間は先ほどご説明した内容以外でですね、見直し改正が必要な点が生じましたら、都度、皆さんに全協等を通じて説明する中で対応し、議会運営マニュアルの改定については、先ほどご説明した通り、年度末に一括で行いたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。以上となります。

○委員長（霜鳥榮之） 先ほど申しましたように、質問は後程まとめて受けたいと思います。③の議会の議員研修会について、議長。

○議長（小嶋正彰） はい。議会基本条例にはですね、議員力を高める不断の努力が必要だと、こういうような大きなテーマが掲げられております。毎年、こういったことで議員研修会を開催させていただいておりますが、今年についてもですね、基本的な部分を中心にやりたいなというふうに思っております。テーマについてはですね、ちょうど昨年、8月に改正がございまして、新しい議員の方も一応1年間、経過してですね一般質問等、経験を積んでこられた、というような事もございますので、今一度ですね、基本的な部分について、議会の運営それから質問、そして質問から政策提言に、よりブラッシュアップするような、そういうやり方っていうのをもう一度確認をするようなテーマでやってみたらどうかというふうに考えております。日程等も迫っておりますが、一応、1月の中旬から2月の中旬の間までにですね、早い機会に、雪の状況もありますけれども、開催をさせていただければありがたいなというふうに思っております。お手元に資料が1ページものが行ってるかと思いますが、一番最後、23ページ、23ページですね、23ページ。はい。すいません。局長から、一応、テーマと講師の候補についてですね、リストアップしていただきました。これは、講師の日程調整等もございまして、今すぐこれがこれでっていうふうになりませんが、このやり方については、テーマ、講師、それから、日程、運営方法、議運のメンバーを含めたですね、議員のどなたか代表の方をですね、私、議長と副議長の方で協議して、指名をさせていただいて、その方から運営をしていただくという方法に、とらさせていただきたい、というふうに思っております。メンバーの選定については、議長、副議長にご一任いただければありがたいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（霜鳥榮之） はい。それでは④議会報告会及び意見交換会の経過と今後の方向について、広報広聴委員長。

○委員（宮崎淳一） はい。よろしくお願いいたします。広報広聴委員会からですね、皆様方にご報告と今後のついでにご報告の方させていただきたいと思っております。7月臨時会前に開催した議会報告会、意見交換会の議員アンケートに関してですね、新しい広報広聴委員会で検討している経過をご報告させていただきます。本日もご報告する内容を、今後、12月定例会の全員協議会で全議員さんにもご報告をさせていただきたいと考えております。それでは報告になりますが、昨年7月の改選後に4回実施した、議会報告会、意見交換会では、新たなる取り組みとして、意見交換会のテーマを限定し、グループに分かれたワールドカフェ形式で実施をさせていただきました。この取り組みについては、議会運営マニュアルにない形で試行として実施したため、その評価も含めて、6月20日から7月1日まで、議会報告会意見交換会のアンケートを実施をさせていただきました。その結果、11人の議員の皆さんからご回答いただきましたが、見直しに向けた検討は7月24日の構成替え後の広報広聴委員会で行うこととさせていただいております。また、7月24日に開催しました、臨時会において、私の方でも開かれた議会を実現するため、来年8月の議会構成替えまでに、議会報告会、意見交換会の見直しを行うということで所信表明をさせていただいたところでございます。今後の予定としましては、来年8月の構成替えまでに、議会報告会、意見交換会に関する議会運営マニュアルの改正を行うため、来年6月の定例会の全員協議会において承認をいただきたいと考えております。このため、広報広聴委員会では、12月4日の委員会で、議会運営マニュアルの改正案を協議する予定でございます。広報広聴委員会での改正案が固まった段階で、3月定例会前までには全議員さんに改正案をお示しし、ご意見をちょうだいしたいと考えております。また、10月の広報広聴委員会で検討した見直しの方向性としてしましては、議会報告会と意見交換会をそれぞれ別々に実施する。2つ目としまして、議会報告会は、議会での活動を報告するもので、現行のマニュアルを基本にし、して、年1回以上、新井地域、妙高地域、妙高高原地域で実施をする。3つ目としまして、意見交換会は、市民との、自由な意見の場として開催するものであり、市民の他、各種団体や自治会との意見交換会を開催する。というような方向性で検討を、して、おります。以上、簡単であります。報告とさせていただきます。

○委員長（霜鳥榮之） はい。あと、議会改革の関係で何か入りました。宮崎副議長。

○委員（宮崎淳一） はい。すいません。続けてお願いいたします。先ほど議会事務局の方からですね、議会改革に関する議会運営マニュアル等の改正、或いは各議員さんからですね、様々な議会に関する改革ですか、それぞれ多くの意見が、今まで、あったと思います。隣市においては、議会改革特別委員会というものを設置をして行っているというところがございます。当妙高市議会においてもですね、この議会運営委員会を母体とした、議会改革の推進という形をとるのか、或いは、特別委員会を設置して、或いは、また、小委員会を設置してというような検討を進めては、いかがでしょうか。以上でございます。

○委員長（霜鳥榮之） はい。それぞれ報告、意見等ありました。とりあえず、この今報告された、或いはその意見として出された、その内容について、質問等ありましたら、何番目の何っていう形でもってお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。はい。天野委員。

○委員（天野京子） はい。一番最後の⑤番について、ちょっと聞かせてください。まず、議会改革は、今でも、やっていると思いますし、議運の中でもたびたびいろんなやり方とかも検討している中で、どうしてもそのもっと少人数とか、もっと進めたいということをお考えになってやった方がいいってということで、もうほぼ決定の事項なんでしょうか。

○委員長（霜鳥榮之） いや。いいですか。いいですか。はい。

○委員（宮崎淳一） はい。今回ですねちょっと私もちっと皆さんにちょっとお話をさせていただいた経緯については、タブレットの関係がちょっと1点あります。タブレットの運用に関する、ところなんですけれども、令和4年の12月定例会からお試しということで、運用の方始めております。そして6月定例会から令和5年の6月定例会から、実際本格運用という形になっております。そして、この運用に関することで、運用後、2年をもって見直し、或いは検討ですか、をしていくというようなことで、進めていくというようなことで決定をされていると、いうようなところでございます。そういったことも含めて、様々な、これから改革を進めていかないといけない、もっと大きなくりで、やっていかなきゃいけないんじゃないのかなというところで、私の方でお話をさせていただきました。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） はい。答弁ありましたように、提案でございます。今日結論出して云々の話じゃございませんので、皆さん、それぞれご意見等ありましたら、また後程ということになります。その他ございませんか。はい。渡部委員。

○副委員長（渡部道宏） はい。まず、私もその議会改革の関係なんでございますが、議会改革特別委員会を設置してというような大上段に構えられているようですが、先ほど天野委員が言われたように、不断的努力で、ちょこちょこ議会改革は進めているわけです。これを以上に議会改革を進めるとなると、何を目的にどうするための議会改革かという目的を示していただかないと、さすがにこれ以上議会改革と言われても、せっかくできたかさぶたもいっぱいあるような形になっても困りますので、ぜひそこら辺は明確にしていきたいなと思います。

○委員長（霜鳥榮之） はい。提案に対しての意見交換をもっと深めていって、どういう方向にするかっていうことをみんなで作り上げていけばいいのかなと、今のところはそんなところかなというふうに思っております。他にございませんか。はい。この項目の他に何かございませんか。はい。特段ございませんか。はい。それでは、時間の関係もあります、なければ、以上をもちまして、議会運営委員会を閉会といたします。ご苦労様でした。

閉 会 午前 1 0 時 2 3 分